

旭区地域活動のしおり



旭区マスコットキャラクター あさひくん

旭区連合自治会町内会連絡協議会

事務局：旭区役所総務部地域振興課地域活動係

TEL：045-954-6091 FAX：045-955-3341

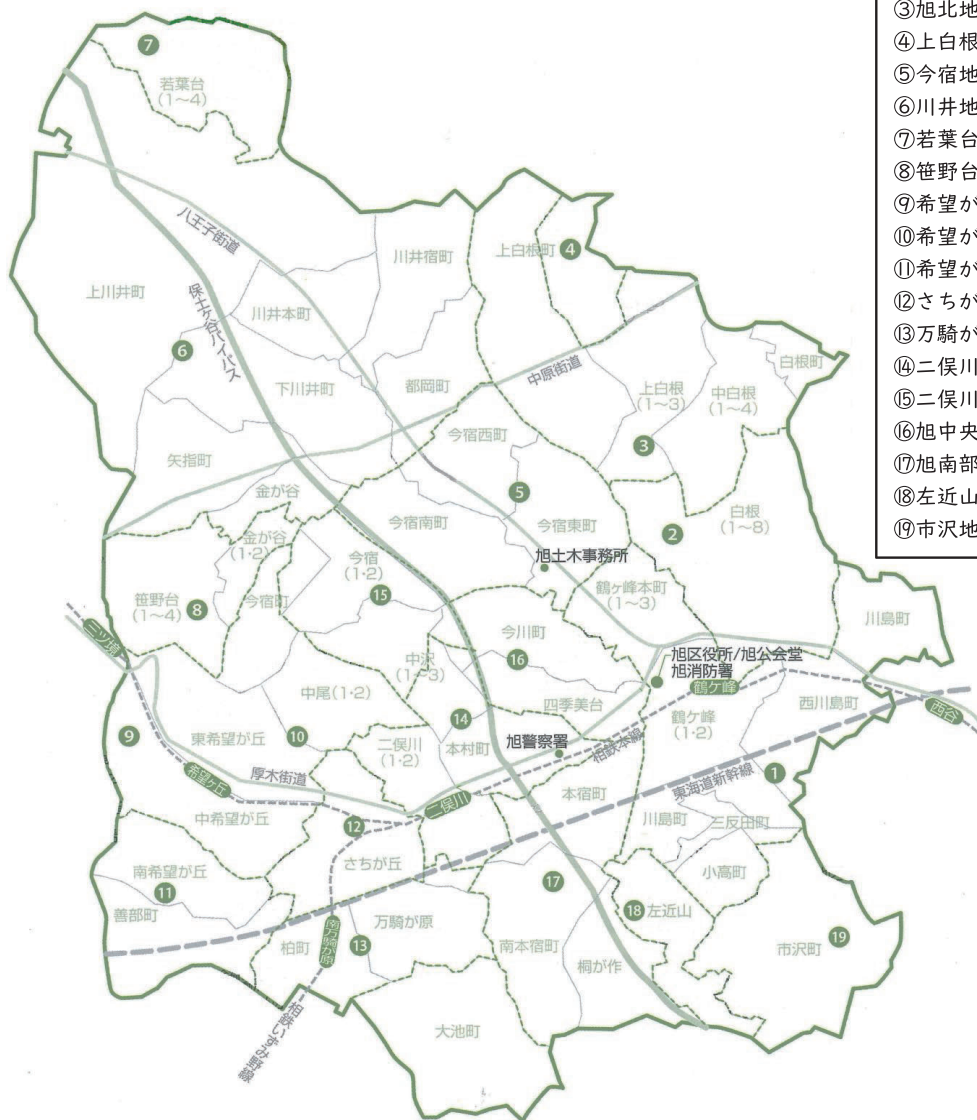
令和8年3月発行

～ 目 次 ～

<u>1</u>	<u>旭区地区連合自治会町内会の区域について</u>	1
<u>2</u>	<u>自治会町内会の活動（概要図）について</u>	2
<u>3</u>	<u>自治会町内会について</u>	4
<u>4</u>	<u>区役所からの依頼事項について</u>	8
<u>5</u>	<u>地域活動への各種支援制度について</u>	10
<u>6</u>	<u>地域からの推薦等を受けて活動する委員等について</u>	12
<u>7</u>	<u>個人情報の取り扱いについて</u>	19
<u>8</u>	<u>元気なまちをみんなで</u>	20
<u>9</u>	<u>主な地域活動団体について</u>	22
<u>10</u>	<u>活動中のケガや事故について</u>	24
<u>11</u>	<u>自治会町内会の法人化について</u>	26
<u>12</u>	<u>区役所等の業務案内について</u>	28

※内容については変更が生じる場合があります。

Ⅰ 旭区地区連合自治会町内会の区域について



- ① 鶴ヶ峰地区町内会連合会
- ② 白根地区町内会自治会連合会
- ③ 旭北地区連合自治会
- ④ 上白根連合自治会
- ⑤ 今宿地区町内会自治会連合会
- ⑥ 川井地区町内会自治会連合会
- ⑦ 若葉台連合自治会
- ⑧ 笹野台地区連合自治会
- ⑨ 希望が丘連合自治会
- ⑩ 希望が丘東地区連合自治会
- ⑪ 希望が丘南地区連合自治会
- ⑫ さちが丘地区連合自治会
- ⑬ 万騎が原連合自治会
- ⑭ 二俣川地区連合自治会
- ⑮ 二俣川ニュータウン連合町内会
- ⑯ 旭中央地区連合町内会
- ⑰ 旭南部地区連合自治会
- ⑱ 左近山連合自治会
- ⑲ 市沢地区連合町内会

～旭区の自治会町内会に関する統計的データ～

令和7年4月1日現在

- 自治会町内会団体数 : 234団体
- 自治会町内会加入世帯数 : 78,785世帯 (市全体 : 1,193,206世帯)
- 地区連合自治会町内会数 : 19団体
- 総世帯数 : 109,489世帯 (市全体 : 1,827,978世帯)
- 自治会町内会加入率 : 72.0% (市全体 : 65.3%) ※
(※自治会町内会加入世帯数 ÷ 旭区内総世帯数 × 100 = %)

2 自治会町内会の活動（概要図）について

知り合いをつかって 支え

いざ！というとき
たすけあう



避難場所や備蓄の確認、
訓練などを行います。
災害時に助け合います。

防災

安心して暮らせる



まちのパトロール、
子どもたちの
見守りをします。

防犯・交通安全

自治会町内会

地域の人が集まり、
交流し親睦をはかります。
いざという時に助け合える
住民同士のつながり（絆）を育みます。

困っていることを相談したり、
地域に知っている人がいると
安心につながります。

きれいなまち
豊かな自然



資源集団回収や
まちの清掃を
行います。

環境・美化

区役所のほか、
警察や消防、
土木事務所、学校、
商店街などいろいろな
ところと連携します。

合って暮らそう

※「区連会」は、以下の略称です。
「旭区連合自治会町内会連絡協議会」

ふるさとを感じる



運動会、文化活動、お祭り、餅つき大会などを行います。

文化・スポーツ

知り合う・支えあう



お年寄りや子どもに声をかけたり、かけられたり。ご近所に知り合いが増えます。

健康・ご近所の福祉

※ 住民交流や見守り等の福祉活動については、地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会等と連携して行われています。

区連会

地区連合会長が月に一度集まります。
地区連合同士や区役所などと意見交換を行います。
独自の取組や行政と協働により課題解決に取り組みます。

地区連合自治会町内会

自治会町内会長たちが集まり地区ごとに連合をつくります。1つの自治会町内会では解決が難しい地域の課題に皆で協力して取り組みます。

…自治会

…自治会

…自治会

…自治会

……

3 自治会町内会について

自治会町内会は、一定の地域に住む住民によって組織され、住民相互の親睦や、地域の諸課題を一緒になって解決し、明るく住みやすい街づくりを目指す、自主的民主的な任意団体です。

住民の大半が会員として加入し、日常生活に密着した活動を行う自治会町内会は、地域を包括した基礎的な住民組織です。

住み良い生活環境を維持するためには、例えばごみ集積所の清掃、資源集団回収、防犯灯の維持管理など、地域としてまとまることで、効率的・効果的に行うことができます。また子ども会や夏まつりなどの地域の事業を通して隣近所と顔見知りになり、絆を強めることが、子供と高齢者の見守りや災害時の助け合いにつながります。

自治会町内会は、こうした重要な役割を担っています。

1 自治会町内会の役割

自治会町内会は、明るく住みやすい街づくりのため、3つの役割を果たしています。

① 公益的事業活動・地域サービス

防災、環境美化、資源集団回収、防犯・交通安全、青少年育成

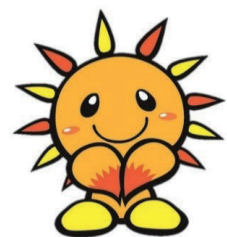
② 親睦を深め、絆を醸成

運動会、盆踊り、まつり、子ども会活動、各種サークル活動、敬老会 など

③ 情報共有・合意形成・利害調整

ポスター掲示、チラシ等資料の回覧、会議の開催 など

地域の親睦を図ることが結果として青少年育成につながったり、「親睦」や「公益的事業活動・地域サービス」を行うためには「情報共有・合意形成・利害調整」が必要になるなど、3つの役割はお互いに関連しているため、3つの役割をバランスよく果たしていくことが重要です。



2 自治会町内会の主な活動

自治会町内会は、3つの役割を果たすため、具体的には次のような活動を行っています。

① 環境美化・資源集団回収活動

ごみ集積場所の管理や公園清掃、新聞・雑誌・缶・びん・ペットボトルなどの資源物の回収などにより、地域環境の美化やごみの減量・リサイクルを進めます。

② イベント等の開催

夏まつり・運動会・文化祭・餅つき大会などのイベントの開催や、子ども会活動などの各種サークル活動の実施や支援などを通じて、地域の親睦を図ります。

③ 行政との連携

行政や公益団体からの情報の周知や、各種団体の委員等の推薦を行い、行政と連携し、地域社会の形成を行います。

④ 社会福祉活動

高齢者への配食サービスや安心訪問、敬老会の活動、子育て支援、募金への協力などにより、社会福祉を推進します。

⑤ 防災活動

防災訓練の実施、防災資機材の整備や食料の備蓄などにより、災害に備えます。また、地震などの災害発生時には、お互いに助け合って安全を確保します。

⑥ 防犯・交通安全活動

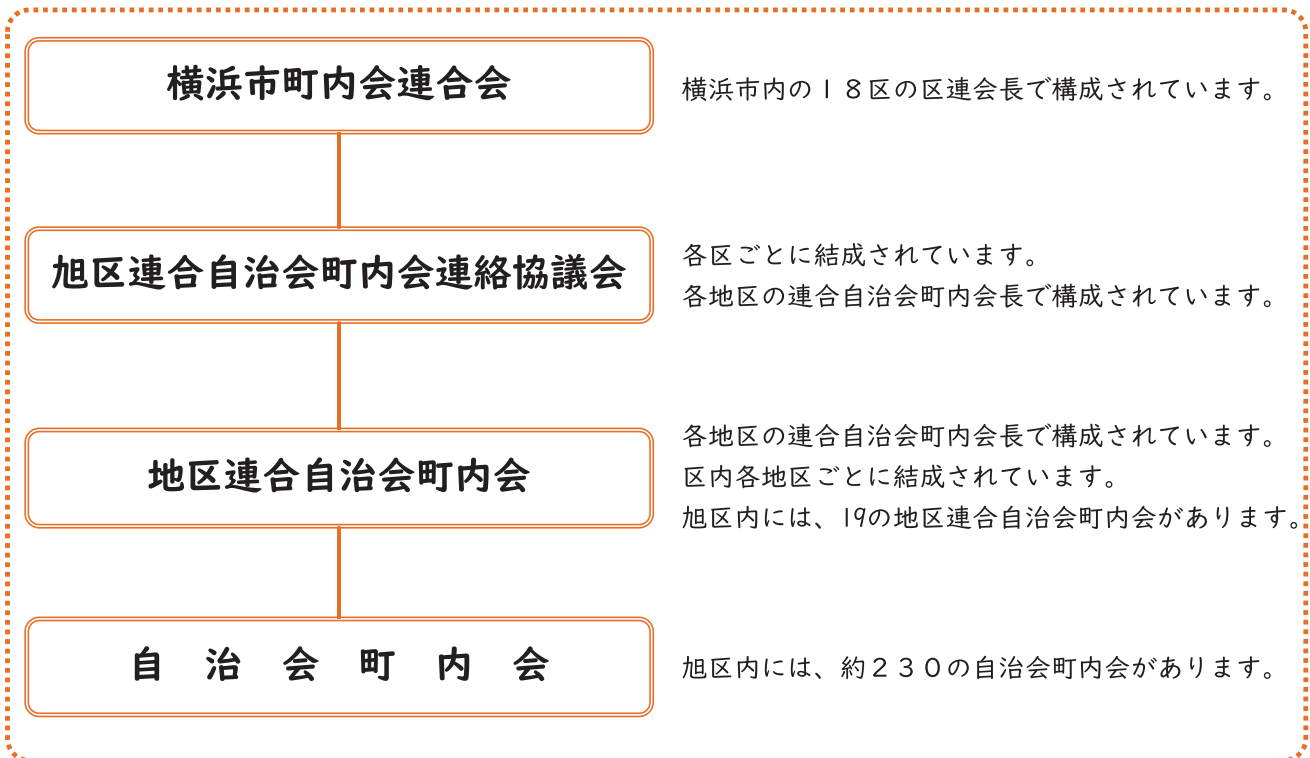
防犯パトロールや見守り活動の実施、防犯灯の維持管理、スクールゾーン対策協議会への参加などを通じ、犯罪や交通事故の防止活動を推進します。

⑦ 施設・設備の維持

活動の拠点となる自治会町内会館の維持管理、広報手段の掲示板や回覧板の維持管理などにより、地域の親睦や情報共有の基盤を支えます。

3 横浜市の自治会町内会組織の構成

横浜市の自治会町内会の組織構成は、次のようになっています。
各団体間で情報共有や意見交換を行い、よりよい地域づくりを目指しています。

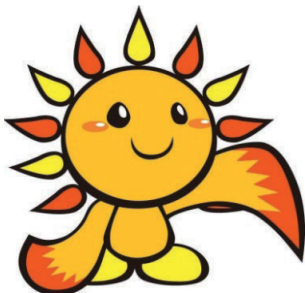


● 地区連合自治会町内会の役割とは…

今日の自治会町内会活動では、あらゆる分野において、区域を越えた広域的な取組みが必要となることが少なくありません。地区連合自治会町内会は、このような単独の自治会町内会が実施するには困難な広域的事業や課題解決に向けた取組みなどを行っています。

● 旭区連合自治会町内会連絡協議会の役割とは…

旭区連合自治会町内会連絡協議会は、主に各地区連合自治会町内会間の連絡調整や、区全体に関する事柄などについて行政と連携、協力した取組みを行っています。



いろいろな団体が互いに協力して
地域は成り立っています。

4 自治会町内会の運営について

自治会町内会を運営する際には、役員のみなさんは次の点に心がけましょう。

① 情報共有で民主的な運営を

会の運営にあたっては、**情報を広く共有**して民主的な運営に努めましょう。
新年度の事業計画や予算、過年度の事業報告や決算、役員選任や規約改正など重要な事項については、「規約（会則）」に従って、「**総会**」で**決定**しましょう。

また、1～2か月に1回程度開催する「定例会」や「役員会」を開催する自治会町内会も多いようです。会議には、役員や各専門部長、委嘱委員などが出席し、総会で審議する原案の作成、具体的な事業の執行を行います。

会員向けに広報紙等を発行し、活動情報をお知らせし、情報共有することも有効です。地域の一体感が生まれ、活動への参加者、協力者も得やすくなります。

② 仕事はみんなで役割分担を

自治会町内会には様々な仕事があり、少人数だけでそれをやっていくのはとても大変です。**役員全員で分担**をするとともに、会員同士で積極的に声をかけあって、活動に参加してもらいましょう。

円滑な運営のため、**役員の負担を軽減するための工夫**を考えることも必要です。

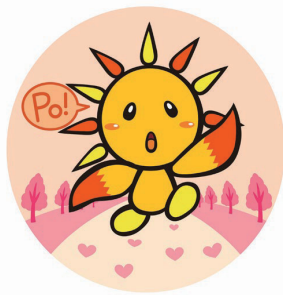
③ 会計は会員に分かりやすく

自治会町内会の会計は、会員からの会費や区からの補助金等が主な財源となっています。**わかりやすい項目で正確な出納簿**をつくりましょう。



自治会町内会で専用の口座を開設し、**全ての収入は一度自治会町内会の口座に入金**するようになると、出入金の管理がしやすくなります。

また、自治会町内会館建設等のために特別会計を設置している場合は、その特別会計専用の口座も別に設けます。

支出については、例えば会計担当者が伝票等によって会長の許可を得るようになるなど、会計担当者だけでなく**複数の人のチェックが働くようにする**と良いでしょう。



4 区役所からの依頼事項について

依頼事項	依頼内容
現況届	<p>毎年度当初に、自治会町内会及び地区連合自治会町内会の状況を把握させていただくための基礎資料として、主に次の項目について様式に記入のうえ、提出いただいています。</p> <p>前年度と変更がない場合にも、必ず提出していただきます。</p> <p>(1) 連絡先(自治会町内会名、会長名、会長住所、電話番号等)</p> <p>(2) 自治会町内会加入世帯数、班数、掲示板保有数等</p>
口座振替依頼書	<p>市又は区から自治会町内会及び地区連合自治会町内会へ、次の補助金・謝金を振り込む際に、振込先の金融機関口座を指定する書類です。</p> <p>前年度と変更がない場合にも、必ず提出していただきます。</p> <p>(1) 地域活動推進費補助金</p> <p>(2) 防犯灯維持管理費補助金</p> <p>(3) 広報紙(広報よこはま、県のたより、ヨコハマ議会だより)配布謝金</p> <p>(4) 町の防災組織活動費補助金</p> <p>(5) 地区連合自治会町内会防災訓練奨励金</p>
自治だより お届け先指定届	<p>毎月、横浜市町内会連合会や旭区連合自治会町内会連絡協議会で審議された内容等を記載した機関紙「自治だより」を発行しています。</p> <p>この自治だよりは毎月20日以降～月末にかけて回覧・掲示依頼物をお送りするのに併せて「現況届」の内容に基づき自治会町内会長のご自宅へお届けしています。</p> <p>この届は、会長のご自宅以外への配送を希望される場合のみ配送先を指定していただくためのものです。</p>
広報よこはま あさひ区版 配送届	<p>自治会町内会の加入・未加入を問わず、各種広報紙(「広報よこはまあさひ区版」、「県のたより」、「ヨコハマ議会だより」)を、全ての世帯に配布していただくよう、ご協力をお願いしています。</p> <p>配送先住所・担当者・配布部数に変更がある場合にご提出ください(年度途中の変更も可能です)。また、メールや電子申請でも変更できます。</p> <p>毎月10日までにご連絡いただければ、翌月号から反映します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲メールでの変更</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>■入力項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体名 ・申請者氏名 ・変更希望月(○月下旬配送分) ・変更後の配布部数 ・変更後の配送先情報 など <p>■メールアドレス</p> <p>as-kouhou@city.yokohama.lg.jp</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲電子申請での変更</p> </div> </div>



区役所では、毎年度3月に「自治だより」を通じて自治会町内会長様に自治会町内会の組織体制の把握や各種情報提供等について依頼しています。

※会長が交代される場合には、これらの書類提出を必ず新会長に引き継いでください。

**「現況届」「口座振替依頼書」については、
会長の変更がない場合でも必ず毎年度提出をお願いいたします。**

依頼時期	提出時期	提出先	摘要
3月	4月	地域振興課 地域活動係 電話：954-6091 FAX：955-3341	<p>現況届の世帯数は <u>4月1日現在</u> の加入世帯数を正確にご記入ください。</p> <p>現況届に記入された加入世帯数が地域活動推進費補助金の基礎数値となります。</p> <p><u>※ 地区連合自治会町内会に加入している場合は、区役所及び連合に同じ加入世帯数を届け出るようご注意ください。</u></p>
	地域活動推進費補助金等の交付申請時まで	地域振興課 地域活動係 電話：954-6091 FAX：955-3341	<p>口座振替依頼書に押印いただく印鑑は、関係する補助金の請求書にも <u>同一の印鑑</u> を押印いただくこととなりますので、お忘れにならないようご注意ください。（スタンプ印は不可です。）</p> <p>関係する補助金を申請しない自治会町内会についても、広報紙配布謝金の支払いがありますので、<u>必ずご提出</u>ください。</p>
	4月	地域振興課 地域活動係 電話：954-6091 FAX：955-3341	<p>自治だよりを <u>会長のご自宅にお届けする場合は提出不要</u>です。</p>
	配送先住所・担当者・配布部数に変更があった時	区政推進課 広報相談係 電話：954-6023 FAX：955-2856	<p>配布謝金：</p> <p>(1) 広報よこはまあさひ区版 9円／1部（毎月）</p> <p>(2) 県のたより 8円／1部（毎月）</p> <p>(3) ヨコハマ議会だより 4円／1部（年4回）</p> <p>配送日：毎月末（1月分は12/29までに配送）</p> <p>各世帯への配布日：毎月1日～10日の間</p>

5 地域活動への各種支援制度について

地域活動の種類	活動の内容 (対象経費)	支援対象 (申請) 団体	支援区分
公益的地域活動全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事務費</u> 会議開催経費、会館維持管理費、役員手当など ・ <u>事業費</u> 美化活動、レクリエーション活動、子ども会や老人クラブへの助成 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会町内会 ・ 地区連合自治会町内会 	補助金
自治会町内会館の整備 ※	自治会町内会館の整備に要する費用 【整備の種類】 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新築・購入</u> 既存の建物を撤去し新築する場合含む ・ <u>増築</u> 既存の建物の床面積の増加 ・ <u>耐震補強工事</u> 耐震診断に基づいて行う工事 ・ <u>修繕</u> 既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会町内会 ・ 地区連合自治会町内会 	補助金
			融 資
防災活動 ※	町の防災組織（各自治会町内会）が行う防災関連の会議費、訓練費、資機材購入費などの <u>防災活動費</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会町内会 	補助金
防犯活動 ※	地域内で実施する防犯パトロールなどの <u>防犯活動に要する経費</u> （帽子、反射ベスト、ジャケット購入費等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会町内会 ・ 地区連合自治会町内会 	補助金
防犯灯の維持・管理	自治会町内会からの申請に基づいて、横浜市が <u>LED防犯灯を新設</u> します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会町内会 ・ 地区連合自治会町内会 	市事業
	自治会町内会が所有する「 <u>防犯灯</u> 」の <u>電気料金や修繕費</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会町内会 ・ 地区連合自治会町内会 	補助金
新たに地域課題を解決しようとする活動	区内で地域福祉の推進など <u>地域課題解決に向けた事業</u> に必要な経費	旭区民を含む2人以上の団体	補助金

※は、右上にあります「公益的地域活動全般」の「摘要欄」の※を、ご参照願います。

地域活動を推進するため、活動内容に応じた各種支援制度がありますので
ご活用ください。

支援（補助・助成等）制度	支援の申請先	申請時期	摘 要
「地域活動推進費補助金」 加入世帯数又は対象経費に応じた金額 (前金払・翌年度精算)	地域振興課 地域活動係 954-6091	4～6月	※他の補助金・助成金の交付を受ける場合、他の補助金・助成金の対象となる支出は、地域活動推進費補助金の補助対象経費にはなりません。 補助金対象額の1/3が補助金額を下回った場合、返還金が発生します。
「自治会町内会館整備事業補助金」 補助率1/2（共通） 【上限額の例】 ・新築・購入：125,000円/㎡ かつ1,500万円 ・増築：630万円 ・耐震補強工事：380万円 ・修繕：250万円	地域振興課 地域活動係 954-6091	実施前年度 4月～6月	必ず事前にご相談ください。
横浜市との協定を結んだ 民間金融機関からの融資	金融機関	市からの 補助決定後	法人化している必要があります。 詳細は、各金融機関にお問い合わせください。
「町の防災組織活動費補助金」 世帯数×160円	総務課 庶務係 954-6007	4～6月	支出額が補助金額を下回った場合、返還金が発生します。
「まちぐるみ地域防犯推進事業助成金」 ・単位自治会町内会： 対象経費の1/2（上限：20,000円） ・地区連合自治会町内会： 対象経費の1/2（上限：50,000円）	地域振興課 地域活動係 954-6091	5～6月	年間を通じて、週一回程度の防犯パトロールを実施していることが交付条件となります。 予算の範囲内で交付額を決定しますので、申請が多い場合には助成額が減額される場合があります。
「LED防犯灯設置事業」 自治会町内会等に代わり、市が経費負担をし、設置します。	地域振興課 地域活動係 954-6091	5月	各自治会町内会より、設置等の申請を受け付けます。 要望内容等によっては、設置できない場合もあります。
「防犯灯維持管理費補助金」 年度当初（4月1日現在）に所有する 防犯灯数×2,200円	地域振興課 地域活動係 954-6091	4～6月	地域活動推進費補助金と同時に申請します。
「あさひのつながり応援補助金」 対象経費の9割（上限：50,000円）	地域振興課 地域力推進担当 954-6028	4月～12月	必ず事前にご相談ください。 予算の上限に達し次第、申請受付を終了します。

6 地域からの推薦等を受けて活動する委員等について

委員名	活動内容	任期
民生委員・児童委員 及び主任児童委員	厚生労働大臣から委嘱された <u>特別職の非常勤公務員</u> として、地域住民の生活支援や見守りを行い、必要に応じて専門機関へつなぐ役割を担っています。	3年
スポーツ推進委員	<u>市長から委嘱される非常勤公務員</u> として、各種スポーツ振興事業の推進をしています。	2年
青少年指導員	<u>市長及び県知事から委嘱</u> され、地域社会における青少年の自主的な活動と、その健全な育成を推進しています。	2年
保健活動推進員	<u>市長から委嘱</u> され、行政の健康づくり施策のパートナーとして、地域の健康づくりを推進しています。	2年
環境事業推進委員	<u>市長から委嘱</u> され、自治会町内会と連携したごみ減量による脱温暖化に向けた <u>3R行動・地域の清潔保持を推進</u> します。	2年
保 護 司	法務大臣から委嘱される <u>非常勤の国家公務員</u> で、地域において犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための啓発活動を行います。	2年 (再任妨げない)

自治会町内会や地区連合から委員等の推薦を受けて、
各種公益的活動を推進しています。

推薦 依頼時期	推薦先（担当）	提出時期	摘 要（推薦基準等）
①2026年 7月 ②2027年 2月	福祉保健課 福祉保健係 954-6101	①2026年 9月 ②2027年 4月	○民生委員・児童委員：原則200～440世帯につき1名を置く ○主任児童委員：地区連合につき2名を置く ○依頼先：欠員地区、 <u>年齢要件の特例</u> に該当する地区
2026年 11月	地域振興課 生涯学習支援係 954-6095	2027年 2月	各自治会町内会から <u>原則1名</u>
2027年 11月	地域振興課 生涯学習支援係 954-6095	2028年 2月	自治会町内会の数、世帯数等を勘案し、各地区 <u>連合ごとに一定数</u>
2026年 11月	福祉保健課 健康づくり係 954-6146	2027年 2月 締切後も 随時受付	各自治会町内会から1名以上を基本とし、 <u>自治会町内会の実情に応じて、必要な人数</u> を選出してください。
2026年 11月	資源循環局 旭事務所 953-4811	2027年 2月	各自治会町内会から <u>原則1名</u>
随時	旭区社会福祉 協議会 392-1123	委嘱日 4月1日 10月1日	<p>≪保護司候補者の要件≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱日現在66歳以下であること ・禁錮以上の刑に処せられたことがない者 ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したものでない者

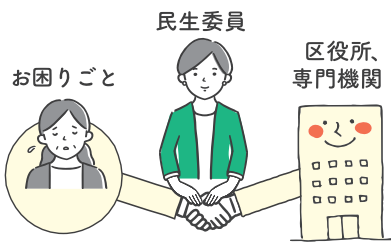
民生委員・児童委員

旭区では、約300人の民生委員*が地域を支えています

*主任児童委員も含む

民生委員ってどんなことをするの？

相談者の声を聞き
福祉サービスにつなぎます



仲間と一緒に
地域のゆるやかなつながりを
育みます



ジュニアボランティア
体験事業*への参加



*ジュニアボランティア体験事業とは…旭区内の小学校5、6年生から募集します。参加を希望する児童と、民生委員・児童委員、主任児童委員と一緒に福祉活動や地域活動へ参加するものです。主に8月から12月にかけて活動しています。

経験者が
感じた

民生委員のやりがい・活動で得たもの

活動そのものが
楽しめた

福祉の仕組みに
詳しくなれた

人や地域に
貢献できたという
充実感を得られた

仲の良い友達
ができた

Q&A よくあるご質問



Q. 福祉の経験や知識が全くなく自分に務まるかととても不安です。



A. わからないことがあっても、周囲の先輩委員や会長がフォローします！
決してひとりで活動するわけではありません。



Q. 仕事をしていますが、両立できますか？



A. 仕事や介護など様々な事情があっても、
ご自身のできる範囲で無理なく活動いただければ大丈夫です。



Q. 困っている人は手助けしたいのですが、365日昼夜問わずに相談されたら大変です。



A. できる範囲での活動で問題ありません。深夜や早朝の対応や金銭管理など、
できないことははっきり断れます。関係機関もサポートします。



Q. どういう身分ですか？報酬はありますか？



A. 厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進を担うボランティアです。任期は3年です。
報酬はありませんが、交通費等として通常年額70,200円の活動費の支給があります。



Q. 民生委員と主任児童委員の違いは何ですか？



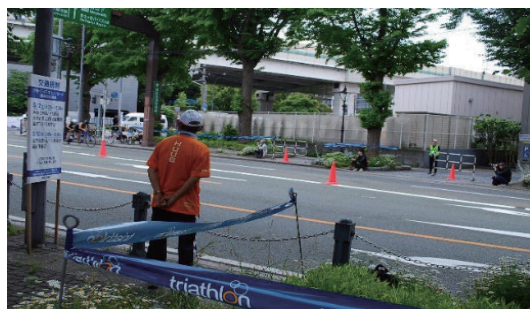
A. 民生委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当するのが主任児童委員です。
児童委員でもある民生委員と一体となって活動を行っています。

旭区のスポーツ、横浜のスポーツを支える！

スポーツ推進委員



主な活動内容



市内で行われる国際大会のコース設営や管理に携わることで、**選手を間近でサポートすることが出来ます！**



「旭区民スポーツ祭」開催を通して、**運営や救護で活躍しています！**



審判講習会を受講することで、**区内で行われる大会で審判員として活躍しています！**



講習会を通して、**スポーツの知識を向上させます！**

開催月	年間スケジュール（予定）
5月	I T U世界トライアスロンシリーズ横浜大会
7月	審判講習会と救命講習会を隔年ごとに実施
8月	旭区民スポーツ祭8月大会
9月	旭区民スポーツ祭9月大会
9月	横浜シーサイドトライアスロン
10月	横浜マラソン
10月	旭ふれあい区民まつり
11月	旭区民スポーツ祭11月大会
12月	旭区クロスカントリー大会
1月	旭ズーラシア駅伝
3月	旭区スポーツ人のつどい
3月	旭区スポーツ推進委員大会を隔年で実施

※全ての方に、全イベントに従事していただくわけではありません。
各地区でどのイベントに従事するか相談していただくことになります。
※このほか、各地区における行事があります。
※一括で社協のボランティア活動保険に入るので、安心して活動できます。
また、ユニフォームや帽子なども支給されます。

未来を担う子どもが、ふるさとの旭区で健やかに成長するために！

青少年指導員



よこはま動物園ズーラシアで、動物と自然とのふれあいや、こどもの創造性を養うことを目的に、「旭区こども写生大会」を企画・運営しています（6月）。



こども自然公園の豊かな自然の中で、様々な体験や人々との交流を通じて、思いやり・協調性・自然を大切にする心を育みます。（旭区親子野外自然体験活動）（11月）



旭区大なわとび大会では、こどもたちのチームプレーを運営側として支えています！（2月）

【区・市等の主な活動実績】

時期	主な内容
6月	青少年指導員研修会
6月	旭区こども写生大会（ズーラシア）
7月	全市統一行動パトロール活動（夜間パトロール）
7月頃	社会環境実態調査（カラオケボックス等の調査）
10月	全市統一行動キャンペーン（区民まつりでの啓発）
11月	旭区親子野外自然体験活動（こども自然公園）
2月	旭区大なわとび大会（旭スポーツセンター）
9月、3月	広報紙「あさひ青指だより」の発行（年2回程度）

※全ての方に、全イベントへ参加していただく訳ではございません。

※この他、各地区における行事があります。

青少年指導員（通称「青指（せいし）」）は、未来を担う子どもたちが、ふるさと旭区で健やかに成長するため、地域ぐるみで青少年健全育成を図る活動をしており、横浜市長からと同時に、神奈川県知事からも委嘱されます。

活動内容の一部をご紹介します。11月に、こども自然公園・同青少年野外活動センターで行われる「親子野外自然体験活動」では、ウォークラリーと野外炊事を行います。ウォークラリーは、青少年指導員が考えた様々なクイズが、園内の数か所のポイントにあり、親子で協力しながらクイズを解き、チェックポイントを周ります。また、野外炊事では、薪割りや火おこしを体験し、焼きそば、焼きマッシュマロなどを作ります。このように親子で参加して体験できるイベントなどを企画、運営しています。

また、「旭区大なわとび大会」は区内19地区で予選大会を行い、勝ち抜いたチームが地区の代表として優勝を目指して頑張ります。過去の大会では2,086回跳んだチームがあり、選手、保護者、そして、青少年指導員も大いに盛り上がりました。

子ども達と触れ合うのが好きな方、ぜひ一緒に活動しませんか！よろしくお願いいたします。

Q1. どんな活動をしているの？

A1. こどもたちが、ふるさと旭区で健やかに成長するために、地域でのイベントをはじめ、「旭区こども写生大会」等のイベントや夜間パトロール、カラオケボックス等の立ち入り調査等を実施しています。

Q2. 活動するにあたって、ケガをした時のための保険等がありますか？

A2. ボランティア活動保険に入るので、安心です。旭区青少年指導員のユニフォームや帽子なども支給されます。

Q3. 自分にできるか不安だな・・・何か、講習会がありますか？

A3. 新任青少年指導員を対象に、その役割や具体的な活動内容についての研修があるので、初めての方でも安心です。
また、外部講師をお招きして、こどもを楽しませる手法を体験して学ぶ等、自分のスキルや知識の向上に繋がります。

地域の健康づくりの推進役！ 旭区保健活動推進員の活動



Q1. どんな活動ですか？

A1. 各地域で、健康チェックや健康体操教室、ウォーキングイベントなどを実施しています。
その他、健康づくり・禁煙推進・子育て支援・広報の4つの委員会活動に取り組んでいます。

健康フェア
(健康づくり委員)



世界禁煙デーキャンペーン
(禁煙推進委員会)



Q2. 初めて地域活動に参加しますが、自分もできますか？

A2. 毎年、活動の参考になるテーマで全体研修会が開催されています。
また、各地区でも健康測定機器取扱い練習や勉強会の機会があるので、初めての方でも安心です。

健康チェック



ウォーキング



Q3. 保健活動推進員になって良かったことは？

A3. 講習会を通して、自分自身や家族のための健康づくりに向け、知識を得ることが出来ます。また、地区活動を通じて、人とつながる機会が得られ、楽しく活動する仲間が出来ます。

年間スケジュール

時期	主な内容
4月	委嘱式(1年目のみ)、定例会
5月	永年勤続表彰式(2年目のみ)、禁煙キャンペーン
7～8月	定例会、健康機器使い方研修
10月	健康フェア、旭区全体研修会
11月	横浜市保健活動推進員全体研修会
12月	広報記事作成、定例会
2月～3月	定例会、活動報告・精算報告書作成、次年度計画

※このほかに、各地区で活動しています。

推進員の声

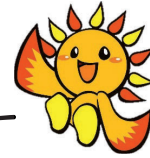


- 自分自身のための勉強になった。
- 自分や家族の健康を見直すきっかけになった。
- 推進員として地域活動に参加でき、地域への愛着が深まった。
- 地域の皆さんの健康づくりのお手伝いができ、やりがいを感じる。

◆社会福祉法人全国社会福祉協議会ボランティア活動保険、横浜市民活動保険に横浜市が加入しています。
例えば… 活動中や活動前後の移動途中のケガ、相手にケガを負わせてしまった、器物を破損してしまった 等



環境事業推進委員は こんな活動をしています



推進委員の主な活動

・分別排出実践・啓発活動

各自治会・町内会区域内のごみ集積場所において、分別排出及びごみ出しマナーの普及啓発活動

・環境行動の実践・啓発活動

家庭内及び地域イベント等での3R行動の啓発行動の実践・啓発協力

・地域清掃活動の推進

各自治会・町内会での地域一斉清掃等を継続的に実施するなどの取組を行う

・地域への情報提供

地域住民へのごみ減量・3R行動を中心とした脱温暖化の取組・地域美化等に関する情報の提供

・清潔できれいな街づくりの推進

区役所、自治会・町内会と連携して、不法投棄やポイ捨て防止等、街の美化にかかわる取組を行う

・住民からの相談と行政機関への連絡

地域での3R行動や美化活動等に関する相談があった場合には、資源循環局事務所や区役所との連携

区単位または地区連合単位での取組

- (1) 環境事業推進委員連絡協議会の活動
- (2) 街頭クリーンキャンペーン（ポイ捨て防止キャンペーン）等への参加・協力
- (3) 研修会への参加
- (4) 他の地域団体との交流による協力体制づくり

※環境事業推進委員の身分及び補償について

1. 身分について

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び同規則に基づき市長が委嘱する、「一般廃棄物の減量化及び再生利用を促進するボランティアとして地域で活動していただくリーダー」です。

2. 活動補償について

環境事業推進委員の身分はボランティアであることから、活動中の補償につきましては、市民活動保険等により補償を行うこととします。



環境事業推進委員全体研修会の様子



7 個人情報の取り扱いについて

1 個人情報保護法

個人情報とは…個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだとわかるものをさします。

いままで、5,000件を超える個人情報を扱っていなければ法の対象となりませんでした。平成29年5月30日の法改正により、営利、非営利を問わず名簿等の個人情報を取り扱っている小規模団体も適用対象となりました。このことにより、私たち自治会、町内会も今まで以上に個人情報の慎重な取り扱いが求められることになりました。

しかしながら、本人の知らない間に個人情報が保有・利用・提供されないよう配慮していれば、基本的な取り扱いに問題はありません。

2 名簿を作成利用する上で必要なこと

- (1) 個人情報を提供してもらう際は、あらかじめ利用目的を決めて、本人に伝えること。
- (2) 配布の範囲や内容について同意を得ること。

3 取り扱いの7つのチェックポイント

- (1) 個人情報を取得するときは、何に使うか目的を決めて、本人に伝えること。
- (2) 個人情報は、決めた目的以外のことには使わないこと。
- (3) 個人情報を第三者に渡す際は、本人の同意を得ること。
- (4) 個人情報のうち要配慮個人情報については、特別なルールを守ること。
- (5) 本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」には応じること。
- (6) 取得した個人情報は安全に管理すること。
- (7) 苦情の申し出に対応すること。

4 そのほか気を付けること

- (1) 個人情報を第三者に渡すときは、記録を残し原則3年保存する。
- (2) 第三者から個人情報をもらうときは、「氏名」「第三者が取得した経緯」等を確認・記録し原則3年記録を保存する。
- (3) 不正な利益を図る目的で個人情報を提供、盗用しない。(罰則が科されます。)

- ※ 自治会町内会の運営をする上で、会員の皆様の個人情報は必要不可欠なものです。ルールを守って有効に活用しましょう。
- ※ わからないことがあれば、専門の相談窓口があります。区役所にお問い合わせください。

8 元気なまちをみんなで

～ 自治会への加入を呼びかけて元気なまちをみんなでつくろう～

少子高齢化や東日本大震災などで、住民同士が日頃から顔の見える関係をつくり、いざというときに助け合えるまちづくりが、改めて重要視されています。

しかし、価値観の多様化・ライフスタイルの変化により、自治会・町内会活動に関心がなく、加入しない人も増えています。

加入の必要性を伝えること、加入のメリットを理解してもらうことについて、何らかのヒントになるような加入促進リーフレット・案内事例を紹介します。参考にいただき、みんなで支え合う、元気なまちづくりへの取組に役立てていただければと願っています。

○ 「転入者向け」加入促進リーフレットについて

旭区では、旭区に転入した方に対し、転入届の窓口で自治会への加入案内リーフレットを配付しています。このリーフレットでは、大災害時などのいざという時に頼りになるのは自治会町内会であるということなどをアピールする内容となっており、裏面には自治会町内会の区域図を記載し、入会取次依頼書を挟み込んでいます。各自治会で加入勧奨のために戸別訪問する際などにもご活用いただけますので、ご希望の場合は区役所地域振興課まで御連絡下さい。

また、このリーフレットには2次元コードを印刷しており、スマートフォン等で読み込むことで、すぐにメールで区役所へ加入意思を伝えられるようにしてあります。その場合、区役所から該当の自治会町内会長に加入希望者の連絡先をお伝えし、御対応いただくことになります。

旭区役所のHPでは、加入促進のあいさつ状（例）もダウンロードできますので、ぜひ活用ください。



地域の活動HP

○ 「自治会町内会役員向け」加入促進リーフレットについて

横浜市ホームページでは、「自治会町内会への加入促進」のページを用意しております。

自治会町内会の「役員になり手が少ない」、「会員の高齢化」などの課題に対して、工夫して取り組んでいる自治会町内会の事例を紹介している「ハマの元気印」や集合住宅加入者向けの「加入促進チラシ」などを掲載しておりますので、ぜひご活用ください。



自治会町内会へ

マンションに加入促進に行ったところ、「学生（単身）のため、長くは住まない。加入すると、どんなメリットがあるの？」と聞かれました。どう答えたらいいでしょうか？

回答例 自治会町内会活動は、気づかないところで皆さんの生活に役立つ活動をしています。災害時など、いざという時にご近所が助け合えるよう協力体制を作ります。ごみ集積場所の管理や清掃活動、市の広報紙や公的団体からの情報を掲示板や回覧板でお知らせしています。短期間ですが、ご縁でせっかくこの地域にお住まいになるのですから、ぜひ顔見知りをつくるためにも、自治会・町内会への加入をお勧めします。

事例紹介 最初は、楽しい話題から話し始めて、親しみや興味を持ってもらうことを大切にしています。例えば、家族構成に合わせて、参加できる地域のイベントのチラシを持参して、楽しさをPRしています。また、イベント終了後も当日の楽しさが伝わるような写真を使ったり、地域の取組を紹介するような広報紙を作成し、未加入世帯にも配布しています。地道な取組ですが、まずは活動を知ってもらうことも大切です。

加入のお願いに行ったら、「単身で帰りも遅く、留守にしがちなので、役員にはなれません・・・」と言われました。こんな時、どんなふうに答えたらいいですか？

回答例 役員にならなくても、まずは、休日の空いている時間だけ、行事のお手伝いをさせていただくだけでも構いません。皆さんで少しずつ協力しあえると嬉しいです。

回答例 役員として参加できなくても、会費を納入していただき、自治会・町内会の運営に関心を持っていただくことは大変助かります。

役員の担い手が不足していて、夏祭りなどの行事をするのも難しくなっています。子ども達も毎年楽しみにしているので、何とか続けたいのですが、どうしたらいいでしょう？

事例紹介 役員ではなく、夏祭りを企画・運営したい人たちが集まって活動する実行委員会形式にして、取り組みました。最初は、二世帯で暮らしている役員の子も世代に、「夏祭りだけでいいからやってもらえないか？」と声をかけ、若い世代の親たちが子どものためにと集まってくれるようになりました。会合は、平日の夜間や休日などのみんなが集まりやすい時に開催し、子ども連れの夫婦で参加する人もいて賑やかです。この取組がきっかけで夏祭りは継続でき、地域内での交流の輪が広がりました。テーマによって関心がある人、一部ならやってもいいという人もいると思うので、仕事を分けて、負担を減らすのもいいかもしれません。

役員をやってもらえないかと頼むと、「近所の人顔もあまり分からない自分にできるかどうか不安だ」、「負担が大きいのでは？」と言われてしまいます。こんな時、どうしたらいいでしょう？

事例紹介 私たちの自治会では、5月末に、新しい役員同士の親睦を深めるために、イベント(BBQ大会)をしています。役員になりたての人、イベントを通じて顔見知りになり、1年間の活動中にもお互い相談にのることができます。役職にかかわらず相談しあえる仲間の存在は大きく、励みになっています。

事例紹介 私たちの自治会では、役員の任期は、14か月としています。これにより、2か月間の引継ぎ期間ができ、無理なく負担を減らすことができます。経験者が新しい人をフォローするのも大切です。

9 主な地域活動団体について

団体名	活動概要
かがやきクラブ旭 (旭区老人クラブ連合会)	<u>区内高齢者が仲間とともに明るく健康で生きがいを持って生活できるよう</u> 、文化・スポーツ・レクリエーションなど、様々な活動を行っている市内最大の老人クラブです。おおよね60歳から90歳代の会員たちが、日々楽しく活動しています。
旭区交通安全 シルバーリーダー 連絡協議会	旭区老人クラブ連合会からの推薦を受け、支部ごとに選ばれた代表者で組織されています。交通安全思想の研修を受け、クラブ内における <u>交通安全教育の啓発・普及活動の他、各季交通安全運動にも参加</u> し、区内全域で高齢者を中心とした交通安全活動を行っています。
旭区スポーツ協会	<u>区民のスポーツの普及・振興を推進するとともに、会員相互の親睦を図る</u> ため、会の趣旨に賛同する区内の13の各種スポーツ団体で組織し、競技大会や教室を開催しています。
(一財)旭交通安全協会	<u>区内の交通事故の防止や交通安全教育の推進</u> を目的に組織されています。小学校、校外委員、旭交通安全母の会の協力を受け、「はまっこ交通安全教室」の実施や、交通安全キャンペーン、新入学児童への交通安全教本の配布など、幅広い機会をとらえて交通安全活動を行っています。
旭防犯協会	自治会町内会が参加して組織しており、区民が安全で安心して生活ができるように、 <u>防犯思想の高揚・防犯活動の推進</u> のため、防犯キャンペーンや防犯パトロールを行うほか、防犯に関する諸事業を行っています。
旭消防団	消防団とは、普段は本業の仕事等を持つ消防団員が、火災発生時の消火活動、地震や風水害といった <u>大規模災害発生時における救助・救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防ぎょ活動などを行う消防機関の一つ</u> です。 平常時には、訓練、応急手当の普及指導、住宅への防火指導、特別警戒、広報活動など、地域防災力の向上に重要な役割を担っています。
食生活等改善推進員会 (旭区ヘルスメイト)	旭区福祉保健課健康づくり係で実施する食生活等改善推進員養成講座の修了者(全9回中8回以上の出席者)のうち入会を希望する方々で構成されています。 「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、地域で乳幼児から高齢者まで幅広い世代の人を対象に <u>食を通じた健康づくりを推進</u> する活動をしています。(おやこの食育講座、低栄養の予防に関する食生活講座、ローリングストックの普及など)
旭区社会福祉協議会	社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられた社会福祉法人です。助成金や区民の皆様からいただいた賛助会費等を財源として、 <u>区内における様々な地域福祉事業</u> を展開しています。※地区社会福祉協議会は、自治会町内会、民生委員・児童委員や福祉活動団体等で構成され、地域の困りごとを住民同士で話し合い解決に取り組む身近なボランティア団体です。
神奈川県共同募金会 旭区支会	共同募金運動は、 <u>民間の社会福祉活動を支援</u> する総合的な募金活動で、神奈川県共同募金会旭区支会が取りまとめを行っています。 皆様から寄せられた「赤い羽根募金」は、民間社会福祉施設・団体等に配分され、広く社会福祉活動のために活用されています。 「年末たすけあい募金」は、区社会福祉協議会の事業費として活用されます。また、区内の福祉団体・グループの活動費等に活用されています。
日本赤十字社 旭区地区委員会	赤十字活動は「会費」と呼ばれる皆様からの募金・寄付によって成り立っており、毎年5月に赤十字社員増強運動を展開し「会費」を募っています。 旭区地区委員会では「会費」の募集を行うとともに、救急法の普及活動、火災・風水害による被災者への見舞金の交付などを行っています。
旭区更生保護協会	<u>犯罪の予防や更生保護事業</u> の充実発展を図ることを目的に、皆様に会員になっていただき、側面から支援していただいています。犯罪をした人の更生には保護司が直接あたっていますが、この旭保護司会をはじめ、更生保護女性会などへの助成や犯罪や非行のない「社会を明るくする運動」を実施しています。

区内には様々な公益的活動を行っている団体があり、自治会町内会からの協力を得て各種活動を推進しています。

事務局	連絡先	摘要
旭区老人クラブ連合会事務局	電話 : 360-5056 FAX : 459-5313	
地域振興課地域活動係内	電話 : 954-6091 FAX : 955-3341	研修会 : 4月及び11月頃 代表者会議 : 8月、11月、3月頃
旭スポーツセンター内	電話 : 370-6415 FAX : 370-6416	
(一財)旭交通安全協会	電話 : 363-0031 FAX : 362-1965	交通安全キャンペーン : 4月、7月、9月、12月
旭警察署生活安全課内	電話 : 361-0110	会費 : 1世帯あたり30円 ※毎年6~7月頃に納入をお願いします。
旭消防署総務・予防課 消防団係	電話 : 951-0119 FAX : 951-0119	『旭消防団では、今、あなたの力が必要です。』 随時消防団員を募集しています。 ※詳しくはお問い合わせください。
福祉保健課健康づくり係	電話 : 954-6146 FAX : 953-7713	毎年食生活等改善推進員養成講座を実施しています。 4月以降の広報で募集する予定です。
旭区社会福祉協議会	電話 : 392-1123 FAX : 392-0222	賛助会費 : 地区世帯数×定額 ※各地区社会福祉協議会を通じて納入をお願いします。
旭区社会福祉協議会内	電話 : 392-1123 FAX : 392-0222	共同募金(戸別募金)のご依頼 依頼時期 : 毎年9月 実施時期 10月~12月
旭区社会福祉協議会内	電話 : 392-1123 FAX : 392-0222	日本赤十字社会費のご依頼 依頼時期 : 毎年4月 実施時期 : 5月~7月
旭区社会福祉協議会内	電話 : 392-1123 FAX : 392-0222	更生保護協会会費のご依頼 会費 : 1世帯あたり10円 実施時期 : 5月~7月(日本赤十字社会費と同時期)

10 活動中のケガや事故について

1 横浜市市民活動保険のご案内

1 横浜市市民活動保険とは

横浜市市民活動保険は、市民が安心してボランティア活動に参加できるよう、ボランティア活動中のケガや事故を対象とした保険制度です。
原則、自治会・町内会が行っている活動も保険の対象となります。

2 特徴

(1) 保険料は不要

横浜市が保険料を負担しているため、ボランティア活動者の負担はありません。

(2) 事前の加入手続きは不要

事故発生後に手続きをしていただきます。
横浜市と保険会社が審査を行い、保険の対象と認められた場合に保険金が支払われます。

3 注意事項

(1) 全ての活動が保険の対象となるわけではありません。

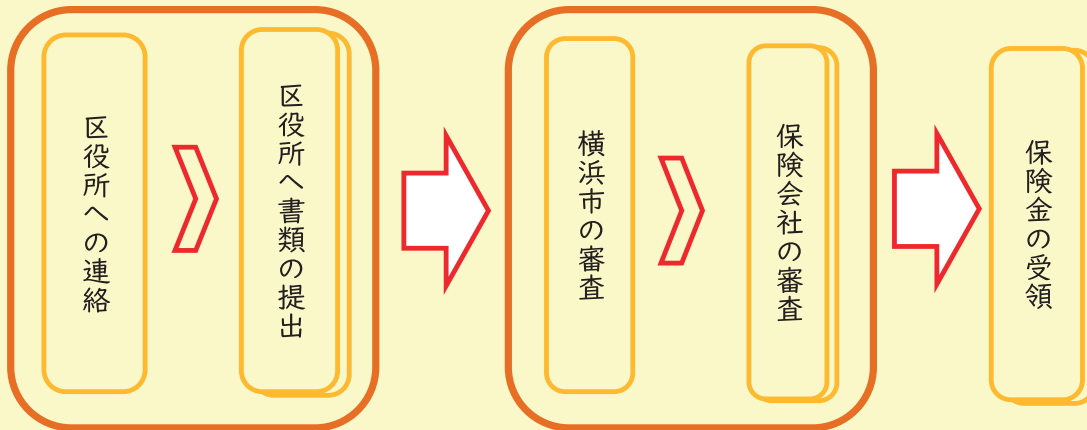
【対象とならない活動（者）の例】

- ・親睦目的のレクリエーション等の活動
- ・互助的な活動（PTA活動、団地の敷地内の清掃、共有財産の管理等）
- ・政治、宗教、営利に関わる活動
- ・行事や催し物への参加者（競技への出場者、防災訓練への参加者等）

(2) 全ての申請が認められるわけではありません。

※「その他の保険制度について」（次ページ）も参考にしましょう。

【事故が発生した際の手続きの流れ】



詳しくは、毎年4月に各自治会・町内会へ配布している
「横浜市市民活動保険のご案内」をご覧ください。

【お問い合わせ・連絡先】 旭区役所総務課庶務係 TEL：954-6006

ボランティア活動中に事故が発生したときに、各種保険を利用することができる場合があります。

2 その他の保険制度について（令和8年3月現在）

保険名称	問合せ先	対象活動・対象者
ボランティア活動保険	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	日本国内における、有志による自発的な意思に基づいて他人や社会に貢献する <u>無償のボランティア活動</u> ※自治会町内会で当番制・輪番制とされている活動は対象外
ボランティア行事用保険	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	<u>地域福祉活動やボランティア活動の一環</u> として日本国内で行われる各種行事
福祉サービス総合補償	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	在宅福祉サービス・地域福祉サービス、介護保険サービス、障害福祉サービス、障害者地域生活支援事業、児童福祉サービス 等
送迎サービス補償	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	送迎サービス利用者、特定した自動車に搭乗中の <u>送迎サービス利用者、同乗者</u> （運転手を含む）
スポーツ安全保険	公益財団法人 スポーツ安全協会	スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動等を行う4名以上の社会教育関係団体
全国子ども会安全共済会	公益社団法人 全国子ども会連合会	<u>子ども会の活動</u>
学校教育ボランティア保険	横浜市教育委員会事務局 学校支援・地域連携課	<u>市立学校からの依頼により、教育活動を支援する「学校教育ボランティア」</u>

II 自治会町内会の法人化について



1 法人化の意義

自治会町内会が会館などの資産を保有する場合、通常は団体名義による登記ができません。

しかし、代表者個人または共同名義で登記した場合、名義人の死亡による相続問題や個人負債による差押えなど財産上の問題が生じる場合があります。

そのような問題を解決するために、平成3年4月に地方自治法が改正され、自治会町内会が認可地縁団体として法人化すれば、財産を団体名義で登記できるようになりました。

この度、地方自治法の改正（令和3年11月26日施行）により、不動産の保有又は保有の予定に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために法人格を取得することが可能になりました。

2 自治会町内会の意思決定

法人化したい場合には、事前に現行の規約（会則）に基づく総会を開催し、法人認可申請の要否について意思決定をします。意思決定後、認可申請に必要な次の点について審議し、承認を受けます。

- ① 法人としての規約（会則）の制定
- ② 区域の確定
- ③ 構成員の確定
- ④ 代表者の決定
- ⑤ 保有財産の確定 等

3 区役所への法人認可申請

意思決定後、法人認可申請書類を区役所に提出します。

- ① 規約（会則）
- ② 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
（議長と議事録署名人の署名・押印がされた総会議事録等の写し）
- ③ 構成員名簿
- ④ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（事業報告書、決算書、事業計画書、予算書、財産目録等）
- ⑤ 申請者が代表者であることを証する書類（承諾書）
- ⑥ 区域図

4 法人としての印鑑登録・印鑑登録証明

法人認可後、代表者の印鑑を登録することができます。登記や融資を受ける場合などで代表者印を押印する場合に必要となります。

印鑑登録には、代表者個人の印鑑登録証明書とその印鑑、そして団体代表者の印鑑が必要となります。

ただし、印鑑登録は届出代表者が変更となると、自動的に抹消されます。

毎年代表者が変わる場合は、その都度変更手続きが必要となります。



～「あさひくん」で地域のイベントを盛り上げよう～

旭区役所ではマスコットキャラクター「あさひくん」の着ぐるみの貸出しを行っています。
ご利用いただいた方からは、「あさひくん」が参加することでイベントが盛り上がったと大好評！

地域のイベントに「あさひくん」を登場させて行事を盛り上げませんか？

1 旭区マスコットキャラクター「あさひくん」について

旭区制40周年を記念して、マスコットキャラクターのデザインと愛称を募集し、誕生しました。

2 サイズについて

着ぐるみは大と小の2種類あります。

(1) 大（高さ約2メートル（着用時）、幅約1.5メートル）

・注意点：室内で利用するときは出入りする扉の大きさに御注意ください。

着用の推奨身長は170cm程度です。

(2) 小（高さ約1.8メートル（着用時）、幅約1.1メートル）

・注意点：着用の推奨身長は160cm程度です。

※なお、大と小の両方を同時に登場させることはできません。

※大・小ともに推奨身長以外の方が着用するとバランスが崩れたり、動作が難しくなったりする恐れがありますのでご注意ください。



※写真は着ぐるみ「大」です。

3 費用について

・貸出しに費用はかかりません。ただし、運搬については、使用者にてお願いします。

・ワゴン車等の大きい車でないと運搬できない可能性があります。

4 貸出方法について

(1) 旭区のHPから「着ぐるみ貸出申請書」をダウンロード

(2) ご提出は地域振興課へ。eメール、FAX、持参、郵送いずれの方法でも構いません。

(3) 旭区から貸出承認書が届きます。

(4) 貸出日に地域振興課へ受け取りに来てください。

※注意事項

・申請書は使用される3か月前から1週間前までにご提出ください。

・貸出しは申請書の先着順で行うほか、行政利用のためご希望の日程で貸出しできない場合もありますので、事前に電話にて空き状況を御確認ください。

・閉庁日は貸出しや返却の対応をしていません。

・貸出期間は最長7日間です。



▲HPはこちら

旭区地域振興課生涯学習支援係
〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12
TEL: 045-954-6095 FAX: 045-955-3341
Eメール: as-asahikun@city.yokohama.lg.jp

12 区役所等の業務案内について

ご用件の担当係がお分かりにならない場合は、
右の旭区代表電話番号へおかけください。
(区役所開庁時間外は担当係へおつなぎできません。)

954-6161

午前8時から午後9時まで(年中無休)

部	課	係	主な業務内容
総務部	総務課 FAX:951-3401	庶務係 954-6005~7	横浜市市民活動保険、行政証明、土地の名称等変更証明、仮ナンバー、防災対策
		予算調整係 954-6011	区づくり推進費の予算決算、庁舎管理
		統計選挙係 954-6012~3	各種統計調査(国勢調査、経済センサス等)、各種選挙、不在者投票、区選挙管理委員会
	区政推進課 FAX:955-2856	広報相談係 954-6021~3	窓口案内、広報、広聴(市民からの提案、区長陳情など)、情報公開、特別相談
		企画調整係 954-6026	区の主要事業の企画調整
		まちづくり調整担当 954-6026	区のまちづくり、まちのルールづくり相談コーナー
	地域振興課 FAX:955-3341	地域活動係 954-6091~2	自治会町内会、交通安全、スクールゾーン、消費者対策、防犯対策
		生涯学習支援係 954-6094、6095、6099	スポーツ振興、文化振興、青少年健全育成、生涯学習、市民活動、農の魅力PR、マスコットキャラクター「あさひくん」に関すること
		区民施設担当 954-6097	区民利用施設の管理運営、子どもの遊び場の管理運営
		資源化推進担当 954-6096	ヨコハマ プラ5.3計画の推進、ごみの発生抑制・再利用・再利用の促進、街の美化推進、不法投棄防止
		地域力推進担当 954-6028	地域活動の支援(あさひみらい塾、地区担当制、タウンミーティング、あさひのつながり応援補助金、旭区市民活動支援センター「みなくる」の運営)
	戸籍課 FAX:955-4411	証明発行窓口	住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明(謄本・抄本)等の交付
		戸籍担当 954-6031	戸籍届(出生、死亡、婚姻等)
		登録担当 954-6034	転入・転出等の住民異動届、印鑑登録、小・中学校への転入学、個人番号(マイナンバー)カードの諸手続等
	税務課 ※1 FAX:954-0948 ※2 FAX:953-7399	税証明等発行窓口	課税(非課税)証明書、納税証明書、評価証明書、住宅用家屋証明書(中古)、125cc以下のバイク等の登録・廃車等
		市民税担当 ※1 954-6043	市民税・県民税申告・相談、軽自動車税の課税
		土地担当 ※1 954-6047	固定資産税・都市計画税(土地)の課税、土地の評価等
		家屋担当 ※1 954-6053	固定資産税・都市計画税(家屋)の課税、家屋の評価等
		収納担当 ※2 954-6072	市税の納付相談
区会計室 FAX:953-7399	会計係 954-6086	公金(横浜市)の収入・支出	
福祉保健センター	福祉保健課 FAX:953-7713	福祉保健係 954-6101	民生委員・児童委員、主任児童委員
		事業企画担当 954-6143~4	地域福祉保健計画の推進、地域ケアプラザの管理運営、福祉保健活動拠点の管理運営等
		健康づくり係 954-6146~7	予防接種、がん検診、保健活動推進員、食生活等改善推進員、生活習慣病予防、健康相談、感染症予防等
	生活衛生課 FAX:952-1504	食品衛生係 954-6166~7	食品関係営業許可、食品に関する相談、医療系免許
環境衛生係 954-6168		理美容などの営業、ビルの衛生管理、犬の登録、犬・猫の飼育相談、ネズミ・害虫駆除相談	

部	課	係	主な業務内容	
福祉保健センター	高齢・障害支援課 FAX:955-2675	高齢・障害サービス係 954-6115	高齢者・障害者に関する福祉保健相談、障害者の有料道路（ETC）割引、濱ともカード（65歳以上）、敬老特別乗車証、福祉特別乗車券（18歳以上）、敬老月間、老人クラブ(かがやきクラブ旭)	
		高齢者支援担当 954-6125	高齢者に関する福祉、認知症、訪問支援、介護予防、高齢者虐待相談	
		介護保険担当 954-6061	要介護認定、指定居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者に関する相談	
		障害者支援担当 954-6145	身体・知的障害者（18歳以上）に関する福祉、精神保健福祉、難病患者相談	
	子ども家庭支援課 FAX:951-4683	子ども家庭係 954-6151	母子健康手帳、乳幼児健診、小児慢性特定疾病等医療給付、児童手当、特別乗車証（児童扶養手当受給者、18歳未満障害児）	
		子育て支援担当 954-6117	身体・知的障害者（18歳未満）に関する福祉保健相談、女性福祉相談、児童扶養手当	
		保育担当 954-6173	保育所等利用申込、保育サービス等の相談	
		子ども家庭相談 954-6160	子どもに関する相談（育児、ひきこもり、児童虐待等）	
		学校連携・子ども担当 954-6019	学童・放課後キッズクラブ、学校連携等	
	生活支援課 FAX:951-5831	生活支援係 954-6104	生活保護、生活困窮者自立支援	
		事務係 954-6105	戦没者遺族の援護	
	保険年金課 FAX:954-5784	国民年金係 954-6131~2	国民年金の資格関係、保険料の免除・猶予関係、障害基礎年金、老齢基礎年金	
		保険係	954-6134	国民健康保険・介護保険の資格や保険料
			954-6137	保険料納付相談（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療）
		954-6135、6138	国民健康保険・介護保険の給付、後期高齢者医療、小児医療、重度障害者やひとり親家庭等の医療費助成	
土木事務所	旭土木事務所 FAX:952-1518	管理係 953-8801	公園使用許可、道水路占用許可・境界調査、道水路の草刈、カーブミラー、放置自転車（公道上）	
		道路係 953-8801	道路の維持管理、街路樹維持管理、開発行為の相談、狭あい道路等	
		下水道・公園係 953-8801	下水道・河川・公園の維持管理、開発行為の相談	
資源循環局旭事務所 FAX:953-6669		953-4811	ごみ集積場所の新設・移動等の相談、ごみと資源物の分別、集積場所への不法投棄、環境事業推進委員、資源集団回収	
旭消防署	総務・予防課 FAX:951-0119	庶務係 消防団係 予防係 951-0119	消防署の庶務・経理 消防団 火災予防・立入検査・危険物・消防設備規制	
	警防課 FAX:951-0119	警防第一係・警防第二係 951-0119	罹災証明書（火災）・救急証明書・火煙発生等届出	
	旭公会堂 FAX:954-6170	954-6170	公会堂の利用受付、備品などの貸出	
	旭区社会福祉協議会 FAX:392-0222	392-1123	地域の福祉保健活動の支援、ボランティア活動の相談・調整、共同募金・日本赤十字社・更生保護協会等事務局、寄付受付等	
	二俣川駅 行政サービスコーナー FAX:366-0381	366-6615	住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明などの交付、市県民税（非）課税証明書などの交付 平日7:30~19:00、土日9:00~17:00、国民の祝日及びその振替休日、12/29~1/3は休み ※時間帯によりその場でお渡しできない場合があります	

第5期 きらっとあさひプランってなあに？

旭区**地域福祉保健計画**の愛称です。
身近なまちに知り合いが増え、
安心して自分らしく暮らせるまちにするための計画です。

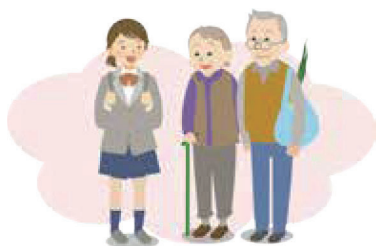
旭区役所、旭区社会福祉協議会、地域ケアプラザが
地域の皆さんとともに取り組みます。



基本理念

地域で支えあい 安心して自分らしく暮らせるまち 旭区をつくろう

1 日常的なつながりを通じた地域づくり



お互いの理解を深め、さりげない見守りや日常の交流を通したゆるやかにつながる地域を目指します。

2 困ったときでも安心して暮らせる体制づくり



どこに相談をしても必要な支援につながる体制をつくります。課題解決に向けて様々な人や団体で話し合います。

3 地域参加のための環境づくり



誰もが気軽に地域と関わって、企業や法人なども活躍でき、既存の活動も続けやすい、環境づくりを進めます。

地区別 計画

地区ごとの課題
に対する取組

区全域 計画

区全域に共通する課題
に対する取組

地区別計画を
支える取組

きらっとあさひプランを
みんなで話し合い、確認しながら
取組を進めることが大切なんだね！



旭区 マスコットキャラクター
あさひくん

一つひとつの取組が
「安心して自分らしく暮らせるまち」
につながっているよ♪



きらっとあさひプラン
マスコットキャラクター
あさちゃん

きらっとあさひプランの
詳細はこちら

